

平成27年第3回定例会

# 鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成27年9月 9日 開会

平成27年9月18日 閉会

鳴 沢 村 議 会



## 平成27年第3回鳴沢村議会定例会会議録

平成27年9月9日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番 三浦直樹	2番 渡辺圭一
3番 小林清一	4番 小林昭一
5番 渡邊政司	6番 佐藤博水
7番 三浦利雄	8番 小林利雄
9番 渡辺久男	10番 渡邊明雄

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一  
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博  
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人  
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 積  
議会事務局書記 渡邊 寛

### 7、会議事件

報告第7号平成26年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

報告第8号平成26年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

認定第 1 号平成 26 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 36 号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 37 号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 38 号鳴沢村景観条例を定める件

議案第 39 号平成 27 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 40 号平成 27 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 41 号平成 27 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 42 号河口湖南中学校組合規約の変更の件

同意第 4 号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件

発委第 2 号鳴沢村議会会議規則の一部を改正する規則を定める件

発委第 3 号鳴沢村議会傍聴規則の一部を改正する規則を定める件

発議第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出

請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

## 8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 報告第 7 号平成 26 年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

- 日程第 5 報告第 8 号平成 26 年度鳴沢村水道事業会計資金  
不足比率の報告
- 日程第 6 認定第 1 号平成 26 年度鳴沢村一般会計並びに特  
別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 7 議案第 36 号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正  
する条例を定める件
- 日程第 8 議案第 37 号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正す  
る条例を定める件
- 日程第 9 議案第 38 号鳴沢村景観条例を定める件
- 日程第 10 議案第 39 号平成 27 年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第 2 号)
- 日程第 11 議案第 40 号平成 27 年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 議案第 41 号平成 27 年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算 (第 2 号)

### ◎議長挨拶

議長（渡邊明雄君） 皆さん、こんにちは。

9月の第3回鳴沢村議会定例会にお集まりくださいます、ご  
苦労さまでございます。

本日は、台風18号が愛知県に上陸したということで、鳴沢村  
にも警報がでております。土砂災害警戒情報も出ておりますの  
で、鳴沢村も何事もなく平和に無事通過してもらいたいと思  
います。

さて、議員の皆様には慎重かつ活発なご審議をよろしくお願  
いいたしまして、簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

開会 午前10時45分

議長（渡邊明雄君） それでは、ただいまから平成27年第3回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎村長挨拶

議長（渡邊明雄君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第3回鳴沢村議会定例会開会をお願いしたところ、議員さん全員の参加のもとに開会できましたことに感謝と敬意を申し上げさせていただきます。

本年は台風が6月から来襲し、7月中旬より猛暑が続き、旧盆過ぎからは天気が安定せず前線が停滞しがちで、本日も台風18号が東海地方に上陸し日本海に抜けるようですが、17号も東北地方に接近しております。先ほど議長さんが申し上げましたが、鳴沢村でも先ほど9時45分、土砂災害警戒情報が富士山地域に発令されたため、保健センターに避難所を開設したところでもあります。このように天候不順で雨が続けておりますが、雨だけで通り過ぎてもらいたいものだと考えております。

また、村の野菜は春先からの異常気象で作柄も悪いようですが、高値が続いているようで、村民としてはどちらがよいのかというような気もいたします。

また、先日8月30日には防災訓練として、地震を想定しての避難訓練、救命講習、炊き出し等を実施していただき、議会では、鳴沢村議会災害対策本部設置要綱に沿った研修会を開いていただきまして、ありがとうございます。今までは災害の少な

い村ですので、訓練だけで終わればよいと考えております。

さて、本定例会には報告2件、条例制定1件、条例改正2件、補正予算案3件、同意1件、平成26年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の案件を提出させていただいております。

どうか慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく申し上げます。

---

**議長（渡邊明雄君）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（渡邊明雄君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦利雄君、小林利雄君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（渡邊明雄君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、7月3日に第2回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでした。

次に、平成27年第2回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

**議会運営委員長（渡辺久男君）** 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成27年第2回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月22日の本会議において議決された件についての報告であります。

8月31日及び9月8日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は両日ともに委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

決定された事項ですけれども、まず、8月31日の委員会で決定されたことは、次の8項目です。

1、会期は本日より9月18日までの10日間とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、報告第7号及び報告第8号の2件を一括議題とすること。

4、議案第39号から議案第41号までの3件を一括議題、一括採決とすること。

5、発委第2号及び発委第3号の2件を本委員会提案として本会議に上程すること。

6、請願第1号を本会議に上程することとし、発議第1号の意見書の採決により、みなし採択とすること。

7、一般質問通告日は、9月8日正午までとすること。

8、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上であります。

次に、9月8日の委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1、同日正午に通告が締め切られた6名10件の一般質問通告書の取り扱いについて、佐藤博水議員の「獣害防止用電気柵の状況確認と結果及び安全対策について」の通告書は、本人に通告の取り下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 次に、総務教育厚生常任委員長 小林利雄君。

**総務教育厚生常任委員長（小林利雄君）** 8番 小林利雄。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成27年第2回定例会において所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月22の本会議において議決された件についての報告であります。

8月25日午前10時30分より委員会を招集いたしました。

委員全員と職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、村立鳴沢保育所の保育方針等について及び委員会の閉会中の継続調査申し出についての2件です。

委員会開催に先立って、鳴沢保育所の現場視察を行い、ヤマ・

スポーツの講師による園児の運動遊びや園内の視察をはじめ、住民課長、住民課保育所担当、保育所長、保育所主任より現在の保育方針等についての説明を聴取しました。

その後、保育士と意見交換を実施し、給食現場の視察として、園児と一緒に給食を食べました。

保育所の視察終了後は、議員控室にて委員会を開催し、保育所より挙げられた課題の協議を行いました。

協議を行った結果、屋根の雨漏りの改善、サッシ、網戸の改善、保育所全体の暑さ対策、赤道等を活用した安心安全な散歩コースの検討の4項目を本定例会会期中に開催される議員協議会へ、委員会の意見として提案することに決定しました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。

**建設産業経済常任委員長（三浦直樹君）** 1番 三浦直樹。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成27年第2回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月22日の本会議において議決された件についての報告であります。

8月31日午後2時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため振興課主幹、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、委員会の閉会中の継続調査申し出の件です。

閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 広報常任委員長 佐藤博水君。

**広報常任委員長（佐藤博水君）** 6番 佐藤博水。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告をさせていただきます。

平成27年第2回定例会において、所管事務の調査について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月22日の本会議において議決された件についての報告であります。

7月23日午前10時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第21号（案）について及び委員会の閉会中の継続調査申し出の件の2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第21号について、レイアウトや掲載する記事の内容等について協議し、先月8月1日に全戸配布いたしました。

今回の議会だよりでは、4月の議員改選に伴い、各議員の任期中の抱負を特集として掲載し、また、平成26年度に行われた一般質問の追跡リポートの枠を設け、これについても特集として掲載いたしました。

また、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了いたします。

議長（渡邊明雄君） 以上で、諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

議長（渡邊明雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 報告第7号平成26年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

### ◎日程第5 報告第8号平成26年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

議長（渡邊明雄君） 日程第4、報告第7号平成26年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告及び日程第5、報告第8号平成26年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告の2件を一括して議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺伸一君） 報告第7号平成26年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。

鳴沢村の平成26年度決算に係る財政健全化判断比率につきましては、実質公債費比率がマイナス0.7%で、前年度より1.7%改善しました。

これは、地方債の元利償還金などの実質的な公債費が財政に及

ばす負担を表す指標ですが、この比率が25%を超えた場合には財政健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

参考までに、平成25年度の実質公債費比率は1.0%でしたが、全国1,741市区町村中63位、県内では、27市町村中1位となっております。

ほかの実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、また、将来負担比率については、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額により、これらに充当できる基金などの財源の方が大きいためいずれもマイナス数値となり、総務省への報告については、お手元に配布した議案のとおり数値なしとなります。

続きまして、報告第8号平成26年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についてご報告申し上げます。

この比率は、公営企業の資金不足額がその営業収益に占める割合を表す財政指標です。

この比率が20%を超えた場合には、経営健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。

鳴沢村水道事業会計、実質的に簡易水道事業特別会計を指しますが、特別会計歳入歳出の差し引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、資金不足比率が算出されません。

以上の普通会計財政健全化判断比率及び水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することとなっております。

この規定に基づき、去る9月4日、監査委員による審査を行っていただきました結果、それぞれの議案2枚目の審査意見書、

最下段にあるように、是正改善を要する事項としては、特に指摘すべき事項はないという意見をいただきましたことを改めて報告させていただきます。

また、算定の根拠としてお手元に資料を配布させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

現在のところ、鳴沢村は健全な財政運営がされておりますが、依然として村税などを中心とした一般財源の減少傾向が続いているため、細心の注意を払い財政運営を行ってまいります。

以上で、報告第7号及び第8号についての報告を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、報告第7号及び第8号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

---

### ◎日程第6 認定第1号平成26年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件

**議長（渡邊明雄君）** 日程第6、認定第1号平成26年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。  
鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 認定第1号平成26年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

一般会計並びに国民健康保険特別会計をはじめとする5つの特別会計に係る平成26年度の決算は、全ての会計の歳入総額31億2,666万992円、歳出総額29億5,776万9,

196円となりました。

この歳入歳出の差し引きである形式収支は、1億6,889万1,796円、形式収支から平成27年度へ繰越明許を行った事業へ充当される財源4,879万円を差し引いた実質収支は、1億2,010万1,796円の黒字となりました。

詳細については、予算決算常任委員会で改めて説明させていただきますが、今回の決算の成果を踏まえ、新たな行政課題を発見し、さらに住民の皆様様の行政需要を見きわめた上で、細心の注意を払った財政運営を行っていく所存でありますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で、認定第1号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。監査委員三浦利雄君。

**監査委員（三浦利雄君）** 7番 三浦利雄。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成26年度鳴沢村一般会計並びに特別会計の決算審査を歳入歳出決算書、財産関係書類、主要施策の成果及び予算の執行実績報告書により、各所属長から説明を受ける方法により、平成27年9月3日及び4日に実施し、審査いたしました結果を鳴沢村監査委員条例第8条の規定により意見書として作成し、村長に提出いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成26年度鳴沢村普通会計財政健全化比率及び平成26年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の審査も行い、同法の規定による意見書をあわせて村長に提出いたしました。

詳細につきましては、認定第1号の議案書に報告書が添付され、

既にお手元に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、監査委員による決算審査の結果報告を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、監査結果の報告を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上審査することにいたします。

---

**◎日程第7 議案第36号鳴沢村個人情報保護条例の一部を  
改正する条例を定める件**

**議長（渡邊明雄君）** 日程第7、議案第36号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

**総務課長（渡辺伸一君）** 議案第36号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

この改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本村が所有する特定個人情報について適切な取り扱いを確保し、並びに開示、訂正及び利用停止を実施するための規定の改正、その他所要の改正を行う必要があることから、本条例を改正するものであります。

改正条例の1ページをごらんください。

改正内容は、従来の個人情報にあわせて特定個人情報が追加されるため、第2条に定義、2ページの第8条に、保有特定個人情報以外の保有個人情報の利用及び提供の制限、3ページの第8条の2に保有特定個人情報の利用の制限、第8条の3に保有特定個人情報の提供の制限、4ページの第11条の2と5ペー

ジの第11条の3に、特定個人情報保護評価と特定個人情報の保有等に関する事前通知、8ページの第11条の4に、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表を定めたものであります。

9ページの第12条は、個人情報の代理人の範囲と特定個人情報の代理人の範囲の根拠となる法令が異なるため、個人情報と特定個人情報の代理を号で整理しております。

同条の規定に基づき、10ページの第13条、第14条、13ページの第26条、第27条、16ページの第33条第3項、17ページの第34条の法定代理人を代理人に改めるものであります。

戻りまして、11ページをごらん下さい。

行政機関個人情報保護法の規定により、開示決定等の期限及び利用停止決定の期限を30日以内に限り延長できるようになっております。

開示決定の期限に関する部分が第19条、12ページの第24条、訂正決定の期限に関する部分が14ページの第30条、利用停止決定の期限に関する部分が17ページの第37条であります。

戻りまして、14ページをごらん下さい。

第32条は、番号法第30条の規定により、訂正決定された保有個人情報の提供先へ訂正内容の通知を規定するものであります。

15ページの第33条第2項は、保有特定個人情報の利用停止請求について規定するものであります。

附則として、本則の施行日を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行日、平成28年1月1日からとし、第8条の2、同条の3の部分については、村が特別個人情報を保有する平成27年10月5日から、訂正

などの際の保有個人情報の提供先への通知は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日としております。

以上で、議案第36号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

**◎日程第8 議案第37号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件**

**議長（渡邊明雄君）** 日程第8、議案第37号鳴沢村手数料徴収条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

**住民課長（木暮富人君）** 議案第37号鳴沢村手数料徴収条例の一

部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

この改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、平成27年10月から通知カードの交付が、平成28年1月から個人番号カードの交付が行われることに伴い、本条例を改正するものであります。

議案の1ページをごらん下さい。

第1条、次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

下の表をごらん下さい。

改正前の第2条第28号から第34号を改正後に示すよう1号ずつ繰り下げ、第28号に新たに「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付」を追加し、単位を「1枚につき」、金額を「500円」とするものであります。

続いて、2ページをごらん下さい。

第2条第27号、改正前欄の「住民基本台帳に基づく住民基本台帳カードの交付」を改正後欄の「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付」に改め、金額を「500円」から「800円」に改めます。

第28号、改正前欄の「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」を改正後欄の「番号法」に改めます。

なお、通知カード、個人番号カードの金額については、それぞれ

れの原紙、ICカードの購入原価等を考慮の上算定された総務省が示す基準額の再交付手数料相当経費と同額としております。

改正内容については以上のとおりですが、改正が第1条と第2条の二本立てとなっているのは、3ページの附則で規定しているとおり、それぞれの施行期日が異なるためで、第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行されます。

なお、附則第2条の経過措置として、平成27年12月31日までに申請のあった第2条の規定による改正前の鳴沢村手数料条例第2条27に規定する住民基本台帳カードの交付、再交付、または有効期間内交付に係る手数料については、なお従前の例とするものであります。

以上で、議案第37号の提案理由の説明を終わります

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊明雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

### ◎日程第9 議案第38号鳴沢村景観条例を定める件

議長(渡邊明雄君) 日程第9、議案第38号鳴沢村景観条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長(渡辺一博君) 議案第38号鳴沢村景観条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例制定は、景観法第8条第1項の規定により、景観計画の策定及びそのほか必要な事項を定めることにより、村、村民、事業者及び来訪者の協働による景観形成を進め、景観計画の理念に掲げる豊かな自然と観光・暮らしが調和した景観づくりの実現を図ることを目的としています。

条例の主な内容は、第3条で村の責務、第4条で村民の責務、第5条で事業者の責務、第6条で来訪者の協力を定め、それぞれの立場で景観に対する配慮に努めることとなります。

第8条の景観計画区域につきましては、鳴沢村が富士箱根伊豆国立公園の区域に指定されていることを考慮し、村の全域を景観計画区域としました。

第9条の景観形成重点地区の指定につきましては、景観計画区域のうち、特に景観形成を図る必要がある区域を指定することができるものです。

第10条の届出を要する行為の主なものにつきましては、建築物にあっては、高さ13メートルまたは建築面積が1,000平方メートルを超える新築、増築等で、工作物においては、柵や塀などは高さ3メートルを超える場合、鉄塔やアンテナなど

は高さ20メートルを超える場合、煙突や高架水槽などは高さ15メートルを超える場合、製造プラント、処理施設などは高さ15メートルまたは築造面積1,000平方メートルを超える場合、モジュールの合計面積が10平米を超える太陽光発電施設などが対象となります。

このほかに、開発等の行為においては、土地の形質変更、鉱物の採掘や土石類の採取は、行為面積1,000平方メートルを超えるものまたは高さ5メートルを超えるのり面もしくは擁壁を生じる場合など、一定の要件を超えた場合には、村への届け出が必要になります。

第14条の事前協議は、届出対象の行為全てについて届出の前に村と事前協議を行うこととなります。これは、対象行為後に修復等が生じないよう事前に協議を行うものであります。

第16条の公表は、行為に対する勧告または命令に従わない場合、規則により住所、氏名、対象となった行為の場所、勧告または命令に従わなかった事実を公表することができるものであります。

今回の条例制定に当たり、行為の種類については、太陽光発電施設関係と開発等の行為の木竹の伐採以外は、既存の自然公園法と同じ内容になっており、住民が受ける影響はほとんど今までと同じこととなります。

附則としまして、この条例は、平成27年10月1日から施行するものであります。

以上で、議案第38号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第10 議案第39号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)

◎日程第11 議案第40号平成27年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

◎日程第12 議案第41号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

**議長(渡邊明雄君)** 日程10、議案第39号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)から日程第12、議案第41号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

**村長(小林 優君)** 議案第39号平成27年度鳴沢村一般会計補

正予算（第2号）から、議案第41号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）までの3件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成27年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに2,665万9,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を28億1,839万7,000円とするものであります。

主な歳出の概要につきましては、村道改良事業1,100万円、中山間地域総合整備事業359万5,000円、村道維持補修事業350万円、また、地方創生関連事業として、子育て応援商品券交付事業187万1,000円など、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、普通交付税2,074万4,000円などを見込んでおります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたく存じます。

以上で、議案第39号から議案第41号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第41号までの3件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上審査することにいたします。

---

**議長（渡邊明雄君）** 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は9月10日から17日までの8日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議は9月10日から17日までの8日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は9月18日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年9月9日

議会議長

署名議員

署名議員

平成27年9月18日再開

1、出席議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	佐藤博水
7番	三浦利雄	8番	小林利雄
9番	渡辺久男	10番	渡邊明雄

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺伸一  
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺一博  
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 木暮富人  
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 積  
議会事務局書記 渡邊 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
追加日程第1 議案第42号河口湖南中学校組合規約の変更の件  
日程第3 認定第1号平成26年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件  
日程第4 議案第39号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)  
日程第5 議案第40号平成27年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第 6 議案第 4 1 号平成 2 7 年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 同意第 4 号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を  
求める件
- 日程第 8 発委第 2 号鳴沢村議会会議規則の一部を改正する  
規則を定める件
- 日程第 9 発委第 3 号鳴沢村議会傍聴規則の一部を改正する  
規則を定める件
- 日程第 1 0 発議第 1 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫  
負担制度拡充を求める意見書の提出
- 日程第 1 1 請願第 1 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫  
負担制度拡充を図るための請願
- 日程第 1 2 一般質問
- 日程第 1 3 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 5 0 分

**議長（渡邊明雄君）** みなさん御苦労さまでございます。本会議が  
1 時間ほど遅れましたが、よろしくお願ひします。

皆さんの活発なご審議をよろしくお願ひします。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日  
の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであり  
ます。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

**議長（渡邊明雄君）** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、

渡辺久男君、三浦直樹君を指名いたします。

---

## ◎日程第2 諸般の報告

**議長（渡邊明雄君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

平成27年第2回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 8番 小林利雄。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

6月30日13時30分より第2回定例会が招集され、会議が行われました。

議員18名と、会議事件説明のために組合長はじめ事件説明のために執行部2人の出席がありました。

本会議においては、まず会期が30日1日間と決定されました。

会議事件は2件で、内容としましては、議案第13号平成27年度一般会計歳入歳出補正予算について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,140万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,741万9,000円とする。

美化協議案第3号平成27年度美化協会計歳入歳出補正予算について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,370万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,290万3,000円とする。

2件とも原案のとおり可決されました。

7月16日16時より第2回臨時会が招集され、会議が行われ

ました。

議員 17 名と、会議事件説明のために組合長と課長の出席がありました。

本会議においては、会期が 1 日間と決定されました。

会議事件は 1 件で、内容としましては、組合長の選挙について、組合長は指名推選で梶原義美君が当選されました。

以上で報告を終了します。

**議長（渡邊明雄君）** 富士五湖広域行政事務組合議会、4 番 小林昭一君。

**4 番（小林昭一君）** 4 番 小林昭一。

富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

平成 27 年第 2 回富士五湖広域行政事務組合議会臨時会が 7 月 16 日午後 2 時より開催されました。

議員 19 名と、会議事件説明のために代表理事堀内 茂富士吉田市長、理事小林 優鳴沢村長をはじめ事件説明のために他の理事と執行部及び事務局の出席がありました。

会期は 7 月 16 日 1 日間と決定されました。

会議事件は 9 件で、内容としましては、専決処分報告について、山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について、これは、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が、平成 27 年 4 月 1 日に山梨県市町村総合事務組合と統合すること並びに同日から富士吉田市の地方公務員災害補償法第 69 条及び第 70 条の規定による非常勤職員に係る公務災害又は通勤による災害補償に関する事務を新規に共同処理することとする山梨県市町村総合事務組合規約の変更については、地方自治法第 286 条の規定により構成団体の協議が必要なためです。

次に、専決処分報告について、富士五湖広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、これは、地方自治法第286条第1項の規定により、富士五湖広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、法第179条第1項の規定により行われるものです。傷病休暇の条文から「結核性疾患」を削除し、また富士五湖広域行政事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第2号に基づく夏季厚生休暇を特別休暇である夏季休暇に含めるためです。

次に、専決処分報告について、富士五湖広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例について、これは、人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告内容、及び職員給与等準拠すべき富士吉田市の動向等に鑑み、職員住居手当の一部を支給しないこととしたためです。

次に、専決処分報告について、平成26年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算第3号、これは、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,301万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,655万8,000円とするものです。

次に、専決処分報告について、平成26年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計補正予算第1号、これは、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ531万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,591万6,000円とするものです。

次に、平成27年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について。これは、歳入歳出予算の総額を歳入において分担金及び負担金を1,423万7,000円を減額し、歳出予算の国庫負担金を1,423万7,000円を増額する

ものです。救急自動車の購入に補助金が出ることによるものです。

次に、財産の取得について。これは、高規格救急自動車の一式を購入するものです。指名競争入札により山梨トヨタ自動車株式会社富士吉田店より、取得価格は3,047万7,600円です。

次に、富士五湖行政事務組合監査委員の選任について。これは、監査委員太田利政氏が任期満了になったため、新監査委員に富士吉田市の渡辺孝夫氏が選任されました。

次に、富士五湖広域行政事務組合公平委員会委員の選任について。これは、公平委員会委員高村徳忠氏が任期満了になったため、新公平委員会委員に西桂町の前田融一郎氏が選任されました。

全て原案のとおり承認並びに可決等することに決定いたしました。

以上で平成27年第2回富士五湖広域行政事務組合議会臨時会についての報告を終了いたします。

続いて、平成27年第3回富士五湖広域行政事務組合議会定例会が8月24日午後2時30分より開催されました。

議員19名と、会議事件説明のために代表理事堀内 茂富士吉田市長、理事小林 優鳴沢村長をはじめ事件説明のために他の理事と執行部及び事務局の出席がありました。

会期は8月24日1日間と決定されました。

会議事件は8件で、内容としましては、平成26年度富士五湖広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、予算現額12億6,655万8,000円に対し、収入済額12億6,656万3,907円、支出済額12億6,650万8,298円で歳入歳出差引額は5万5,609円です。実質収支額の

うち5万円は財政調整基金へ積み立て、5,609円が翌年度へ繰り越しされています。

次に、平成26年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、予算現額2,373万円に対し、収入済額2,512万3,034円、支出済額2,298万5,093円で、歳入歳出差引額は213万7,941円となっており全額が翌年度へ繰り越されています。

次に、平成26年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計歳入歳出決算認定について、予算現額1億4,591万6,000円に対し、収入済額1億4,591万7,882円、支出済額1億4,390万8,558円で、歳入歳出差引額は200万9,264円となっており、実質収支額のうち200万円は財政調整基金へ積み立て、9,264円が翌年度へ繰り越しされています。

以上の議案はそれぞれ原案のとおり認定されました。

次に、平成27年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について。これは、平成27年度普通交付税措置に係る消防費単位費用の金額が平成26年度より100円増額し、1万1,300円となったことに伴い歳入における分担金及び負担金のうち消防費負担金を1,208万円増額し、消防特別負担金を1,208万円減額するものであり、また平成26年度の御嶽山噴火災害に対する緊急消防援助隊に係る平成27年度消防広域応援交付金の交付に伴い、諸収入のうち雑入を754万4,000円増額し、消防特別負担金を754万4,000円減額するものです。

次に、平成27年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖ふるさと振興整備事業特別会計補正予算（第1号）について。これは、

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,242万8,000円とするものです。

以上の議案はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、財産の取得について。これは、高規格救急自動車一式を購入するものです。指名競争入札により山梨トヨタ自動車株式会社富士吉田店より、取得価格は3,234万6,000円です。

また、本会議休憩中に決算特別委員会と総務委員会が開催され、本会議終了後、議会運営委員会、総務委員会、消防委員会が開催され、それぞれ互選により正副委員長が選任されました。

以上で平成27年第3回富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了いたします。

以上です。

**議長（渡邊明雄君）** 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会について報告をさせていただきます。

7月8日水曜日、午後2時30分より招集され、第1回臨時会が行われました。

議員24名と、会議事件説明のために広域連合長内藤久夫韮崎市長をはじめ事件説明のために執行部及び事務局12名の出席がありました。

最初に、議長選挙が行われ、都留市の谷垣喜一氏が指名され、当選しました。

また、会期は7月8日当日限りと決定されました。

会議事件は8件で、内容としましては、議会運営委員会委員の

選任については、韮崎市の岩下良一氏、甲斐市の松井 豊氏、西桂町の藤井雅江氏、山中湖村の高村富三人氏が選任されました。

また、広域副連合長の選任について同意を求める件については、志村 学富士川町長が選任同意されました。

続いて、任期満了に伴う広域連合監査委員の選任について同意を求めることについては、早川町の望月敏明氏が選任同意されました。

また、公平委員会委員の選任について同意を求めることについては、韮崎市の藤原芳洋氏、南アルプス市の小松重和氏、南部町の佐野 清氏が選任同意されました。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、専決処分の報告があり、承認されました。これは、高齢者の医療に関する法律の一部を改正する政令が公布され、後期高齢者の保険料に関し、負担の適正化を図るための低所得者に対する軽減措置の拡充が行われたことから条例の一部改正するものです。

続いて、平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分についての報告があり、承認されました。これは、市町村からの療養給付費負担分の償還金が4万円不足したため、4万円を増額し、9億9,235万3,000円とし、基金積立金を4万円減額し、8億4,005万1,000円としたものです。

次に、広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、事務局から説明があり、原案のとおり可決されました。これは、行政手続法の一部が改正されたことから、行政指導を行う際の許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め、処分等の求めの手続について改正を行うものです。

最後に、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙が行われ、選挙管理委員会の委員には富士吉田市の大森好正氏、都留市の天野正夫氏、市川三郷町の岸本国雄氏、丹波山村の坂本 求氏の4名及び委員補充員4名が当選しました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

**議会運営委員長（渡辺久男君）** 渡辺久男。

議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

本日午後2時より、議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、議案説明のために総務課長、教育長、河口湖南中学校組合教育委員会教育長、同教育委員会職員、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1、本日の本会議での追加事件の取り扱いについては、追加日程として議題とすること。

以上であります。なお、追加事件の議案説明のために河口湖南中学校組合教育委員会から教育長及び担当職員に急遽来ていただき、議案説明をしていただきました。

議運が長引き、本会議がおくれましたことを深くおわび申し上げます。

以上で本日開催されました議会運営委員会の報告を終了いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 1 2 分

再開 午後 4 時 1 4 分

**議長（渡邊明雄君）** 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま鳴沢村長小林 優君から議案第 4 2 号河口湖南中学校組合規約の変更の件が提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、議案第 4 2 号河口湖南中学校組合規約の変更の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

---

◎追加日程第 1 議案第 4 2 号河口湖南中学校組合規約の変更の件

**議長（渡邊明雄君）** 追加日程第 1、議案第 4 2 号河口湖南中学校組合規約の変更の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。教育長。

**教育長（渡辺千秋君）** 議案第 4 2 号河口湖南中学校組合規約の変更の件について提案理由をご説明申し上げます。

平成 2 7 年 4 月 1 日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の変更をするものであります。

改正内容としましては、次のページをお願いします。

組合規約第 8 条、教育委員会を削ります。

組合教育委員会は、上位の法律である地方教育行政の組織及び

運営に関する法律第2条の規定に基づき設置され、同法第3条において、教育長及び4人の委員をもって組織することとなります。

以上のように、上位の法律に基づくために、第8条を削除するものです。

第8条がなくなりますので、第9条以降をそれぞれ繰り上げます。第9条中、「前2条」を「前条」に改め、第8条とします。

第10条中、「第16条」を「第14条第2項」と改め、第9条とします。

第11条を第10条に、第12条を第11条に、第13条を第12条に改めるものです。

変更後の組合規約の条文は13条から12条の構成になります。附則において、平成27年10月6日から施行となります。

本規約を変更する場合は、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体で協議し、県知事の許可を受けなければならないため、本案を提出するものであります。

以上で議案第42号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時16分

再開 午後4時26分

**議長(渡邊明雄君)** 会議を再開いたします。

---

◎日程第3 認定第1号平成26年度鳴沢村一般会計並びに  
特別会計歳入歳出決算認定の件

**議長(渡邊明雄君)** 日程第3、認定第1号平成26年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 小林昭一君。

**予算決算常任委員長(小林昭一君)** 4番 小林昭一。

今定例会初日において、予算決算常任委員会に付託された認定第1号平成26年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、その審査経過と結果についてご報告いたします。

9月9日及び10日並びに14日の3日間にわたり、付託事件の審査を行いました。

委員各位には熱心なご審議を賜り、長時間にわたり精力的に日程を消化していただいたことを改めて感謝を申し上げる次第でございます。

付託事件の審査の方法は、一般会計は歳入を一括し、歳出については予算科目ごとに、特別会計については各会計ごとに歳入歳出を一括し、事業ごとの目的や実績・成果、課題・問題点、今後の方針を含めた具体的な計画の説明を受け、これに対し、それぞれ質疑を行う方法により審査を行いました。

各委員から多くの提言及び指摘がありましたが、その内容につきましては議員全員が委員であり、ご承知のこととしますので、詳細についての報告は省かさせていただきます。

なお、村当局におかれましては、事業を実施してただ終わるのではなく、より事業の目的を明確にし、実績や成果を把握して課題・問題点を抽出し、次年度以降の計画に生かすというサイクルを確立し、村民の福祉の向上に寄与していただくようさらなる努力をお願いするものであります。

結びに、審査を行った結果、本委員会に付託された認定第1号について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけではありますが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長（渡邊明雄君）** 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は認定であります。

認定第1号は、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（渡邊明雄君）** 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎日程第4 議案第39号平成27年度鳴沢村一般会計補正  
予算(第2号)

◎日程第5 議案第40号平成27年度鳴沢村国民健康保険  
特別会計補正予算(第2号)

◎日程第6 議案第41号平成27年度鳴沢村簡易水道事業  
特別会計補正予算(第2号)

**議長（渡邊明雄君）** 日程第4、議案第39号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)から日程第6、議案第41号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)までの3件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 小林昭一君。

**予算決算常任委員長（小林昭一君）** 4番 小林昭一。

今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第39号平成27年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)から

議案第41号平成27年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）までの補正予算3議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、9月14日午前10時から付託された補正予算案の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された補正予算3議案について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第39号から議案第41号までの3件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第39号から議案第41号までの3件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（渡邊明雄君）** 起立全員です。したがって、議案第39号から議案第41号までの3件は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

**◎日程第7 同意第4号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件**

**議長（渡邊明雄君）** 日程第7、同意第4号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 同意第4号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります小林 孝氏が9月30日をもって任期満了となることを受け任命するもので、後任といたしまして、鳴沢村805番地、梶原かつえ氏を任命したいと思います。

ご存じのように、教育、学術及び文化に関し、すぐれた識見があり、学校教育分野における政策、方針決定過程への女性参画への拡大を考え、適任と思われまますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めらるものでございます。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (渡邊明雄君)** 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長 (渡邊明雄君)** 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

### ◎日程第8 発委第2号鳴沢村議会会議規則の一部を改正する規則を定める件

**議長 (渡邊明雄君)** 日程第8、発委第2号鳴沢村議会会議規則の一部を改正する規則を定める件を議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

**議会運営委員長 (渡辺久男君)** 渡辺久男。

発委第2号鳴沢村議会会議規則の一部を改正する規則を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出席の場合の欠席の届け出について、新たに規定するものであります。

改正点は、欠席の届け出として、第2条第2項に「議員が出席のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠

席届を提出することができる」を加えるものであります。

また、附則として、施行期日は公布の日から施行するものであります。

以上で発委第2号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

本議案は委員会提出議案でありますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託は省略いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 討論なしと認めます。

これより発委第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

### ◎日程第9 発委第3号鳴沢村議会傍聴規則の一部を改正する規則を定める件

**議長（渡邊明雄君）** 日程第9、発委第3号鳴沢村議会傍聴規則の一部を改正する規則を定める件を議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

**議会運営委員長（渡辺久男君）** 渡辺久男。

発委第3号鳴沢村議会傍聴規則の一部を改正する規則を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、杖については削除するものであります。

改正点は、傍聴席に入ることができないものとして、第7条第1号中の「、つえ」を削除するものであります。

また、附則として、施行期日は公布の日から施行するものであります。

以上で、発委第3号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

本議案は委員会提出議案でありますので、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託は省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 討論なしと認めます。

これより発委第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第10 発議第1号30人以下学級実現、義務教育費  
国庫負担制度拡充を求める意見書  
の提出

**議長（渡邊明雄君）** 日程第10、発議第1号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出を議題といたします。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。9番 渡辺久男君。

**9番（渡辺久男君）** 渡辺久男。

発議第1号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

日本は、OECD諸国に比べ1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下の学級を望んでいることは明らかであります。

新しい学習指導要領により授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめなど指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著にふえています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上明記されています。

しかし、教育予算についてGDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じています。将来を担い社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であります。未来の先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成、創出

から雇用、就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、国の関係機関へ次の事項を実施するよう要望するものであります。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下の学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

3、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に対し意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

**◎日程第11 請願第1号30人以下学級実現、義務教育費  
国庫負担制度拡充を図るための請  
願**

**議長(渡邊明雄君)** 日程第11、請願第1号30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願を議題といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第1号が可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採択とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

---

**◎日程第12 一般質問**

**議長(渡邊明雄君)** 日程第12、一般質問を行います。

ここで一般質問通告取り下げの報告をいたします。

9月3日に佐藤博水議員から通告のありました、獣害防止用電気柵の状況確認と結果及び安全対策についての質問は、本人より通告取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

佐藤博水君からの認知症高齢者の増加に伴う抑制対策と認知症

支援体制についての質問を許します。6番 佐藤博水君。

**6番（佐藤博水君）** 6番 佐藤博水。

認知症高齢者の増加に伴う抑制対策と認知症支援体制について、村長に伺います。

最近、全国的に認知症高齢者の増加傾向が顕著で、今後も増加が続く見込みであり、大変に危惧されているところであります。

山梨県では、介護が必要とされる65歳以上の認知高齢者は4月1日現在で2万5,543人と、前年度より1,280人もふえ、2008年の調査の1.8倍に増加し、約9割が75歳以上の後期高齢者とのことをございます。

本村でも、団塊世代の多くが65歳以上となり、長寿社会と相まって高齢者人口は増加をたどり、高齢化率は上昇し、認知症高齢者もさらにふえていく可能性が高いのではと推測されます。

認知症高齢者になると、家族への負担が重くのしかかるばかりでなく、地域での生活が不安定となり、はかり知れないものが生じるおそれがあると思います。

現在での鳴沢村で把握されている認知症高齢者率ほどの程度でしょうか。また、その認知症高齢者に対し、行政としてどのように支援されているのでしょうか。さらに、今後増加が推測される高齢者認知症の早期診断や軽度への抑制対策、認知症への支援体制の方策を伺います。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

鳴沢村の高齢化率は、平成27年4月1日現在27.9%と県内27市町村中14番目で、認知症対策も含め今後の高齢者への対策は大きな課題であります。8月末現在で介護保険の認定者は87人で65歳以上の9.8%を占めております。毎年新規申請者の主な原因疾患を調べてみると、認知症を理由とする

申請が増加しております。このような状況に対し、認知症を含めた介護予防事業として、いきいきサロンを月2回、脳いきいき教室を月1回、特に脳いきいき教室は認知症に焦点を当て、他の市町村に先駆けて実施しています。このほか、2月のたっしやまつりでは「脳老化・認知症予防について」と題し、テレビにも出演中の澤口俊之先生を招いた講演会を実施しました。

さらに、今年度は認知症対策に取り組むため、県の認知症予防推進事業のモデル事業を実施することになり、認知症予防講演会「認知症に強い脳をつくろう」と題し、心理学博士 宇良千秋先生から認知症予防の生活習慣や脳の使い方の講演とファイブコグという脳の健康度チェックを行い、参加者の中から2つのグループが認知症予防プログラムを今後4ヶ月間継続していくこととなっております。

また、介護保険の制度改正により、市町村は平成29年度までに認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に係わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することが義務づけられております。この専門職で構成される支援チームは地域包括支援センターに配置され、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を医療サービスには医療保険が適用されますので、専門医療機関やかかりつけ医と連携しながら包括的・集中的に行うこととなっております。

しかし、認知症対策に限らず介護予防全般の施策は、今後ますます必要性が高くなっていくと考えられますが、現状として、職員のマンパワーは手いっぱい状況であります。認知症初期集中支援チームの義務づけ、ほかにも平成29年度までに体制

整備を迫られている事業が複数あり、職員の増員と予算の確保が必要になります。

あわせて、このような事業の実施には、議員さんを含む住民の理解、事業の浸透が必要であり、今後ともその先頭に立ってのご協力をお願いするものであります。

以上をもって、佐藤博水議員からの質問の答弁とさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 間もなく午後5時となりますが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

6番 佐藤博水君。

**6番（佐藤博水君）** 6番 佐藤博水。

いろいろな施策、それから県からのそうしなさいというようなことがあって本当に感謝しています。団塊の世代が75歳以上になる10年後の2025年には700万人にも達すると推測されておる認知症でございます。根本的には、治療方法は確認されていないというようなことを聞いておりますが、脳を活性化させ、生活習慣を見直し、心と体を動かして予防や進行を遅らせることができると承知しています。

したがって、活動的な生活で認知症予防が有効であり、安心できる環境づくりが大変重要と考えますが、先ほども職員の人的が足りない、それから予算も少ないというようなことでございますけれども、あえてどのようにお考えか、安心できる環境づくりが大変重要ですが、この環境づくりをどのようにお考えでしょうか。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 福祉保健課長に答弁させます。

**議長（渡邊明雄君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（渡辺英博君）** 先ほど村長のほうでも言いましたが、

平成29年までにいろいろな事業がありまして、平成29年の4月には開始しなければならないということになっていますので、あともう2年を切っていますので、1年ぐらいの間にはその辺の事業を全部詰めていき、職員のほうもどこにどのように欲しいのか、そのようなことを検討させていただきたいと思います。

**議長（渡邊明雄君）** 6番 佐藤博水君。

**6番（佐藤博水君）** 本人の意思が尊重されるというようなことを、先ほど村長の話でございましたけれども、やはり自らが運動その他を行って進行をおくらせること、これが重要でないかと思えます。ぜひ少ない職員ではありますけれども、何とか引っ張り出して、そういう方々、予備軍と申しましょうか、その辺を少なくしていったって、より充実した生活が送れるようにしていただければありがたいなと思えます。

以上で質問を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、農産物等の通年販売についての質問を許します。8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 8番 小林利雄。

農産物の通年販売について、村長にお伺いいたします。

鳴沢村は海拔が高いため寒い時期が長く、村の農家は野菜などの特産品を夏と秋に集中的に出荷しています。現状は出荷時期が重なってしまうため、出荷した野菜はどうしても売れ残りが出るし、販売単価も下がってしまいます。

北海道では、雪の下にキャベツを埋めて甘みをつけ、通年を通して出荷しているなどの対策を行っているそうです。村でも、農家の所得向上と、道の駅の売り上げ向上、また特産品のさらなるPRのためにも、通年販売ができる方法を検討・確立すべ

きだと思いますが、その考えを伺います。

議長（渡邊明雄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の質問にお答えいたします。

質問のとおり、鳴沢村の気候条件から通年を通して出荷できる野菜類はないように思います。近年では、冬期の対策も含めジャムや干し芋等の加工品を特産品として販売している状況です。

北海道の和寒町では、冬期の間、雪の中で保存しました「越冬キャベツ」を特産品として販売しています。鳴沢村でも、冬季に土の中に野菜を埋めて保存している農家もありますが、あくまでも自家消費用であり販売目的ではありません。和寒町は、最低気温がマイナス30度にもなる極寒な地域ではありますが、降雪量が多いのが特徴です。鳴沢村も寒さにおいては北海道に引けをとりませんが、降雪量は比較にならないほど少ない気象条件であります。越冬キャベツをつくる上で欠かせない条件は、安定した降雪量であり、大量の雪をかぶることにより、気温零度の状態と適度な水分が保たれ、天然の保冷庫となっているのです。この越冬キャベツは、早い冬の訪れにより収穫できなかったキャベツを春先に掘り起こしたところ、みずみずしく糖度が上がったキャベツができ上がったという偶然の産物のようです。そして、その後10年にも及ぶ試行錯誤の結果特産化できたようです。また、年間を通しての出荷ではないようです。

北海道での事例は、その地域の気象条件を上手に活用し特産品化に成功した事例であります。鳴沢村において、野菜の通年販売は非常に難しいと思われま。ジャガイモであれば保冷しておいて出荷することが可能かと思われま。保冷庫あるいは土中での保冷、いずれの方法にしても、コストが高くなると思われま。厳寒期の作業は非常にきついものとなりますので、コストに見合うものであるかどうかも見きわめなければなりま

せん。また、特産品の開発に当たっては、購入者の消費動向等のマーケティング調査が重要であり、消費者の購買意欲をそそるものをつくらなければ販売に結びつきません。

ビオラ栽培はじめブルーベリー栽培、ジャムや干し芋の加工品開発には県農務部普及センターの協力をいただき補助金を活用しながら特産品づくりを進めてきました。また、村でも農業者への支援策として農業特産品づくり推進事業補助金制度がありますので、その際にはご活用していただきたいと思います。

今後も、農家の皆様の創意工夫による農業所得向上や特産品のPRに対する取り組みに対しては、県やJAなどの関係機関と連携して協力していきたいと考えております。

以上で小林利雄議員の質問の答えとさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 8番 小林利雄。

農家が苦勞してつくった農作物を1円でも高く売るには、販売期間を長くする、冷凍・冷蔵技術をうまく使う、製品にして販売する方法があると思います。

地方創生でよいアイデアを出した自治体には、国も応援しております。いろいろな知識、技術を持った多くの地域おこし協力隊が県内各町村で活躍しております。

国の制度をうまく使って政策を実現することを期待して、質問を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、全国学力テストの結果を踏まえた学力向上への取り組みについての質問を許します。5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

全国学力テストの結果を踏まえた学力向上への取り組みについて、教育長に伺います。

小学6年生と中学3年生を対象に行われた全国学力テストの結果が公表され、山梨県では小学生の全ての教科で正答率が全国平均を下回り、特に算数の応用問題に課題があるとの報道がありました。

小学6年生の平均正答率は、国語Aが68.5%で全国平均を1.5ポイント下回り、また算数Aは全国平均を1.1ポイント下回り74.1%、算数Bが3.1ポイント下回り41.9%で、算数Bは全国で最も低くなりました。

限られた教科だけで全ての学力が判断できるわけではありませんが、劣っている教科については、学力向上に向けて取り組む必要があります。

昨年のテスト結果後に実施した対策内容の成果について、また今回のテスト結果の分析と学力向上に向けての取り組み内容について伺います。

**議長（渡邊明雄君）** 教育長。

**教育長（渡辺千秋君）** 渡邊政司議員の質問にお答えします。

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果、統計上の誤差の範囲とされるプラス・マイナス5ポイントの範囲内で、算数Bが全国平均をやや上回る、ほかは全国平均と同程度という結果でした。

国語では読むこと、算数では数と計算の領域で学習理解が見られましたが、逆に、国語では漢字の読み書き、ローマ字の定着が不十分で基礎・基本的な知識・技能や話す・聞く能力について、算数では数学的な考え方、説明する力についての課題が見られました。

以上のことから、全ての児童の学力を向上させることができるように、基礎的・基本的な内容をしっかり身につける、知識・技能を活用し、みずから考え、判断し、表現する力を育む、自

主的に学習に取り組む態度を養うの3点を目標に取り組むよう、学校に指導したと伺っております。

これを受けて、小学校では全教員が各教科の授業改善に取り組み、国語では、漢字の読み書きや音読に力を入れるとともに、一行日記やメモを活用して書く力を高め、交流活動を通じた指導を、算数では、計算の習熟を図るとともに、児童の思考力を高めるために作業的な学習を行わせたり、自分の考えを筋道立てて説明する方法を学ばせたりする活動を行ったり、交流活動を通して発表力や説明力を身につけさせる指導を行いました。これらの取り組みにより、基礎・基本が身につき、自信を持って発表することができるようになった児童がふえたと伺っております。

また、家庭学習の手引きを各家庭に配布し、児童が主体的に学習に取り組むよう指導することで、家庭の協力を得ながら、家庭学習に取り組む児童もふえてきているとの報告もございました。

平成27年度全国学力・学習状況調査の結果、プラス・マイナス5ポイントの範囲内で、国語Bが全国平均をやや上回る、ほかは全国平均と同程度という結果になりました。

教科ごとでは、国語Aは全国や県に比べ低得点側の分布が多い、国語Bは全国や県と似た分布となっているが、高得点側の分布が多い、算数Aは全国や県と同様に高得点側の分布となっているが、ほとんどできた子の割合が少ない、算数Bが全国や県と同様に低得点側の分布となっており、その傾向がさらに強い、理科は全国や県に比べ低得点側の分布が多いという結果となっており、上位層・下位層ともに少なく、中間層が多い。中間層の正答数が学校平均に大きく影響したと分析することができます。

各教科それぞれに課題がありましたが、総合的に見ると県と同様に算数Bの正答率が低く、示された情報をもとに判断し、その理由や計算方法などの求め方を記述することに課題がありました。これまでも指導していただいていたことではありますが、自分の考えや答えが導かれる過程をしっかりと文章にして書けるよう、全教員に今後もノート指導を徹底して行っていただきます。

児童質問紙からわかる鳴沢小学校の特徴的な項目として、ほぼ全員が規則正しい生活ができている、家で学校での宿題をきちんとしている、人の役に立つ人間になりたいと思っているなど、よい面もたくさん見えました。反対に、新聞を読んでいる児童が少ない、国語の勉強が好きと答えた児童が少ない、家で授業の予習復習をしている児童が少ない、1日当たり2時間以上テレビやビデオを見る児童が多いなど、課題も見えてきました。

調査により測定できるのは学力の特定の一部、学校における教育活動の一側面であり、児童一人一人の総合的な学力や学校の教育力が明らかになるわけではありませんが、この結果を最大限活用し、学力向上につなげることができるような指導方法や授業改善に取り組むよう指導していきたいと思っています。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（渡邊明雄君） 5番 渡邊政司君。

5番（渡邊政司君） 5番 渡邊政司。

昨年度の正答率が低かった科目の対策した後、その成果はどの程度改善したのでしょうか、具体的にお願いします。

議長（渡邊明雄君） 教育長。

教育長（渡辺千秋君） ちょっと待ってください。

議長（渡邊明雄君） ここで暫時休憩します。

休憩 午後 5 時 0 9 分

再開 午後 5 時 1 0 分

**議長（渡邊明雄君）** 会議を再開します。教育長。

**教育長（渡辺千秋君）** 国語では基礎的、基本的な知識、技能や話す、聞く能力の一部についての改善が見られ、算数では数学的な考え方や説明する力についての改善が見られたと伺っております。

また、基礎・基本が身につく、自信を持って発表することができるようになった児童がふえたと伺っております。

**議長（渡邊明雄君）** 5 番 渡邊政司君。

**5 番（渡邊政司君）** 5 番 渡邊政司。

質問したかったのはですね、学年は毎年入れ替わっていくのですけれども、昨年に劣っていたところを対策をとって、本年 6 年になった児童たちの正答率がどれだけ改善されたのか、その辺がわかれば。

**議長（渡邊明雄君）** 教育長。

**教育長（渡辺千秋君）** 問題にもよりますが、昨年よりポイントが上がった科目もあります。また下がった科目もあります。問題の内容が違いますので、一概にはどこでどう上がったかと、そういうことはちょっと回答はできない状況であります。

**議長（渡邊明雄君）** 次に、地方創生に向けた創造性を発揮するための職員教育についての質問を許します。5 番 渡邊政司君。

**5 番（渡邊政司君）** 5 番 渡邊政司。

地方創生に向けた創造性を発揮するための職員教育について、村長に伺います。

地方創生の大号令のもと、各自治体では総合戦略の策定に取り

かかっていますが、村の独自性や特色を生かさなければ、他の市町村と似通った政策となり、コンサルティング会社のビジネスチャンスに終始するおそれがあります。

職員はこれまで常に国の指針、他の自治体との横並びを意識した行政運営をしてきたことで前例踏襲をよしとする意識が高いと感じます。

地域の独自性や特色を最大限に生かしていくためには、創造性を常に持ち、新たな事柄にも挑戦していく意識改革が求められます。前例踏襲の殻を破り、創造性を発揮するための職員教育にどのように取り組んでいるのか伺います。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

鳴沢村第4次長期計画で「心地よく健やかに暮らせるためのみんなでつくる鳴沢村」を村づくりの将来像としております。平成24年度からの同計画の後期基本計画でも今後の村づくりに必要な施策について、国や県、周辺自治体に対し、積極的な支援と連携を推進していくことが示されております。

全国の多くの自治体は、厳しい財政運営に直面しております。これは、政司議員ご存じのとおり、国と地方の財源比率と歳出ベースの比率が逆転しているためであります。

平成25年度では、歳入は国が約60%、地方が40%ですが、歳出は国42%、地方58%と逆転しております。

国と地方の役割分担の大幅な見直しとあわせて、地方が自由に使える財源を拡充する国、地方間の税財源の配分の見直しが叫ばれていますが、なかなか国が財源を地方に移譲しないのが現実です。財源の厳しい市町村では、国からの補助金、交付金を活用しておりますが、補助金、交付金には国・県からの縛りがあり、使途が限られております。

地方が国からの補助を受ける以上、指針に基づき事業を進めるため、同じような事業が実施されることのご理解をお願いいたします。

最近の村政運営では、国からの補助金、交付金、有利な地方債の借り入れを積極的に活用しているところであります。目新しい事業を行うことが目的ではなく、村民が鳴沢村に住むことが幸福だと感じ、他の地域の方が鳴沢村に住みたいと思う事業を進めることが必要だと考えております。

平成20年度から職員の意欲・能力の向上を高めるとともに、組織の活性化及び行政運営の効率化を図るため、主幹職、課長職の昇格試験を実施しております。内容は、事務能力診断検査、個人の人格の基盤となる気質、性格特徴、意欲度などを総合的に判断する情的・意的側面診断検査、論文試験であります。

また、従来より山梨県市町村職員研修所による新任職員研修、法務法制、政策形成、コミュニケーション、税務・財政、土木、防災、管理監督等の約100講座から、毎年、業務に直接的に関係する講座や将来の公務員としてのスキルアップを目的とした講座など、職員が必要とする研修内容に毎年8名前後の職員が受講しております。

今後、これらの研修に加え、さらなる職員の資質の向上に向け研修の強化を考えております。特に、専門分野を深く研修できる市町村職員中央研修所「市町村アカデミー」への受講を進めたいと考えております。全国の地方自治体職員の研修、交流の場であり、専門研修のみならず、自治体間の情報交換、それぞれの地域で抱える課題、問題、対処方法など多くの情報が得られ、職員の資質向上につながるものと考えております。

しかし、全国の町村を人口と産業構造で分類した類似団体別職員数と比較しても鳴沢村の職員数は少なく、単純労務職、保育

士を除くと39名の職員で複数の業務を兼務している状況であります。市町村アカデミーの研修期間は、おおむね5日から最高11日間と長期間でありますので、業務に支障のないよう調整し、 possible の限り職員の受講を進めたいと考えております。

以上で渡邊政司議員の質問に答えさせていただきました。

**議長（渡邊明雄君）** 5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 5番 渡邊政司。

教育には多大な費用はかかりません。みんなで知恵を出し合っ  
て新たな事柄へ挑戦していくことが大事だと考えます。

企業では生き残りをかけて、Q C B E を常に考えて、効率改善、  
品質向上、コスト削減に取り組んでいます。以前、小林利雄議  
員からの提案があった地域おこし協力隊制度を利用すれば、実  
践的な教育にもなります。さらなる教育への取り組みをお願い  
し、質問を終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、地方創生の政策手段はの質問を許します。4番 小林昭  
一君。

**4番（小林昭一君）** 4番 小林昭一。

地方創生の政策手段について、村長にお伺いします。

昨年5月に日本創成会議から消滅可能性都市を含む衝撃的なレ  
ポート報告がありました。これがきっかけとなり、昨年11月  
28日にまち・ひと・しごと創生法が公布施行され、この法律  
により都道府県、市町村に対し、地方版総合戦略策定の努力義  
務が課せられています。人的支援、財政支援があり、うまく活  
用できるのかがポイントかと思えます。市町村間や県との連携  
も求められています。どのような特色あるプランを考えていま  
すか。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答えいたします。

まず、鳴沢村の人口ビジョン及び総合戦略の進捗状況ですが、8月28日に戦略等策定支援業務委託に係る指名業者の選定及びプロポーザル実施要領の協議を行い決定し、5社に業務への参加の意向の確認及び見積書と企画書の提出を依頼しました。

今後の予定は、9月28日に業者から提出された業務体制に関する調書類や見積書、企画提案書と業者によるプレゼンテーションを踏まえ、地方創生に関する知識や戦略等策定の取り組み方法、地域資源を活用した事業提案、業務実施体制や実績など独自性を総合的に勘案して受託業者を9月30日に決定したいと考えております。

選定業者が決定後、速やかに産官学金労言などにより構成される有識者会議のメンバーを決定し、人口ビジョン及び総合戦略の策定作業に入る予定となっております。

また、これらとあわせて、総合戦略のたたき台として、村で現在実施している事業や今後実施予定の事業、総合計画等に掲載している事業、構想中の新規事業などを総合戦略の4つの基本目標別に振り分け、課題の洗い出し及び再確認並びに今後強化していくべき分野や事業の優先順位等を検討していく作業を全庁体制で進めていく予定です。

なお、計画策定のスケジュールは、9月30日に受託業者を決定後、速やかに契約を締結し、来年3月11日の業務完了を目指します。この間に、有識者会議を4回程度計画しております。有識者会議では、総合計画や既存の事業などのほかに新たな事業を加えた上で、「本村に仕事をつくり、安心して働ける環境をつくる」「本村への新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」

の4つの基本目標に事業分類をしたものをもとに、有識者会議により事業の提案や見直し作業を行い、鳴沢村の実情に合ったプランを作成していきたいと考えております。

まだ、具体的なプランの検討は進めておりませんが、雄大な富士山と自然に囲まれ、水も空気もおいしいすばらしい自然環境にありながら、都心からもそれほど遠くないという立地条件を十分に生かした、鳴沢村ならではのプランを考えていきたいと思えます。

以上で小林昭一議員の質問にお答えさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 4番 小林昭一。

広く有識者を活用してという話がありました。村内には別荘地も多くあり、全国的な別荘地、人数も多いので、広く有識者を求めて人的な面でいろいろな人を集めていただければと思えます。

以上で終わります。

**議長（渡邊明雄君）** 続いて、近隣市町村との広域での婚活活動の考えはこの質問を許します。4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 4番 小林昭一。

近隣市町村との広域での婚活活動の考えはについて、村長にお尋ねします。

村民ご承知のとおり、議会が主体として婚活活動を推進していますが、当初は議会が率先しているという物珍しさがあり、参加者がありましたが、マンネリ化しているようであり、また固いというイメージがあるらしく、思うとおりの成果が見られません。

そこで、地域との連携が図りやすいと思われる行政同士でタッグを組んでの婚活が人数もふえ有効ではないかと思えますが、

村長の考えを教えてください。

また、やまなし出会いサポート事業への登録も、本年3月より始まりましたが、登録希望者に入会登録料を村が補助しサポートする考えはありますか。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** ただいまの小林昭一議員の質問にお答えいたします。

まず、地域で連携した婚活事業に関してですが、現在取り組んでいます地方創生に関する事業の一環として、公益社団法人富士五湖青年会議所が主催となり、婚活と富士北麓地域への移住促進を目的とした「移住促進ツアー」の計画が進められており、7月に同会議所から協力要請を受けて、富士北麓地域の各市町村が連携して、同事業への取り組みがスタートしました。

同事業は、婚活だけでなく、富士北麓地域の移住もあわせて検討しているような県外者をターゲットに参加を募り、地元の独身男女の参加者と富士北麓地域を巡って、各地域での体験イベントなどを通して交流を深め、結婚や移住を検討するきっかけづくりをしていただくことを目的としております。

事業内容は、現在計画段階のため、流動的な面もありますが、広域の各市町村が参加者の募集や体験イベントなどの紹介を行うことにより、多数の参加を見込むことができると考えておりますので、事業実施に向けて今後も協力していきたいと考えております。

続きまして、やまなし出会いサポート事業について回答いたします。

当事業は、山梨県県民生活・男女参画課が一般社団法人山梨県法人会連合会に委託して運営している「やまなし出会いサポートセンター」において実施している事業で、結婚を誠実に希望

し、みずから努力される20歳以上の独身の方、県外者も可能ですが、1万円で2年間有効の会費を支払って会員となり、センターでのシステム閲覧により、お見合いを申し込み、相手の承諾があった場合には、センターが選任した立会人仲介のもと、引き合わせをするものです。

8月末現在の登録者数は、全体で男性406人、女性152人、計558人で、南都留郡で男性17人、女性8人、計25人ですが、鳴沢村からの登録はありません。

一方、鳴沢村の状況ですが、20歳以上の未婚者は最新の国勢調査では男性271人、女性189人、計460人で、未婚率は19.1%となっており、県平均20.9%、全国平均22.8%よりも若干ですが、未婚率は低くなっております。

ご質問のサポートセンターへの登録料の補助ですが、やまなし出会いサポートは甲府市のサポートセンターまで出向かなければいけないという不便な点がありますが、県の委託事業で信頼性もあり、数少ない出会いができる場所でもありますので、補助についても、前向きに検討していきたいと考えております。

以上で小林昭一議員の質問にお答えとさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、今後の村の農業振興についての質問を許します。3番  
小林清一君。

**3番（小林清一君）** 3番 小林清一です。

村長にお尋ねします。

今後の農業振興について。

中山間地域総合整備事業で圃場整備がほぼ完了しました。道路も広がり、また圃場も整備され今後の活用が期待されます。この事業の目的である農業生産の向上及びその活性化を図るため、計画の執行機関として今後どのように指導、推進していくのか

明確にしてください。

また、農水省で支援している中山間地域等直接支払制度などを利用する考えはありますか。

あわせて、第4次長期総合計画等の、来年度がこれ期限なんです、実績状況を踏まえて、村全体の農業振興について具体的な振興策を示してください。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 小林清一議員の質問にお答えいたします。

平成26年12月の議会の一般質問でも回答しましたが、村では、県営中山間地域総合整備事業による獣害対策、用排水路、圃場整備、農道等の農業基盤整備を実施しております。大田和地区の圃場整備は完了し、既に村外企業に貸し出されております。また、鳴沢地区についても、臼田和の圃場整備がほぼ完了し、来月から圃場内の道路舗装工事が始まる予定です。整備した圃場については、圃場内が落ち着くまで県が責任を持って補完していくことになります。

村としては、本事業により基盤整備することで耕作の省力化や作業の効率化を図り、耕作しやすい環境づくりを行っております。今まで耕作放棄地であった農地も基盤整備したことで農地が集約されましたので、整備された圃場で農産物を生産し、農地の有効活用を行っていただきたいと思っております。自作農が見込まれない農地については、独自の販売ルートを持った村外企業による農地の借り入れを進めていきます。

また、農業振興策としては、道の駅なるさわにおいて、施設の指定管理者による各種特産品の収穫祭が年間7回開催されており、観光客や地元消費者へ季節ごとの鳴沢の特産品のPRが行われております。行政においても、FMラジオやテレビ等、マスメディアを使った宣伝活動を行ってまいりますので、農家の

方も積極的に収穫祭等へ参加し、販路の拡大を図っていただきたいと思いますとおっております。

第4次長期総合計画に対する実績状況はおおむね達成されており、今後も農地の保全と活用、有害鳥獣対策としての電牧柵の購入補助等の農業者支援、農業生産の安定、サンライム・堆肥等の購入補助による環境保全型農業の推進、ジャムや干し芋等の農産物加工の推進、農業体験の推進、地産地消の推進等、今まで行ってきた農業施策を推進していくとともに、鳴沢村に参入してくる企業ともタイアップし、販売ルート of 拡充及び鳴沢野菜の高付加価値化を推進してまいりますので、農家の方々も各自創意工夫を行いながら農業所得の向上につなげていただきたいと思いますと考えております。

また、中山間地域等直接支払制度を活用する考えですが、この制度は、集落単位で農地の保全に係るあぜ道や土手の草刈り、農道の側溝清掃など、共同活動を行っている団体に対し補助するものです。現在、当村においてこのような取り組みを行っている団体は確認できておりませんので、本制度を活用する予定はまだありません。

以上で小林清一議員の質問にお答えさせていただきました。

**議長（渡邊明雄君）** 3番 小林清一君。

**3番（小林清一君）** 3番 小林清一。

1つは就農者、鳴沢での就農者が高齢化しておりまして、農業放棄地がいまだふえるばかりです。外に貸すということであれば、鳴沢の就農者がどんどん減っていくと。

方法として、1つは農家の法人化ということを考えているかどうかです。これは、特にやる気のある農家を何件か法人化して、法人化することによって、1つは、就業農業者の設備投資、初期の、それが少なくなる。あと人手は確保しやすくなる。それ

から、耕作放棄地の受け皿となる。それで、収益も、これはみんなでするので販売とか、そういったものも拡大すると思います。

実は県のほうでこの秋から支援策が出まして、農業法人、これについての支援がされております、される予定です。これ秋以降ですが、セミナーを開いて、これも県のほうで行うそうですが、セミナー開催、それから法人登記等にかかる費用について40万円まで補助するというような方策も出ております。これは、今後先を見た考え方をすれば、できるだけ地元の若い者が農業に就農できるように、それから、できれば村外の人に来てその法人に参加するようというようなことで、少し先を見た取り組みが必要ではないかと思えます。ということで、そういうようなことでやる考えがあるかどうかお伺いしたいと思えます。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 農業の法人化ですが、鳴沢村の土地の広さを考えますと、どのくらいの法人がふさわしいか、またそういう補助制度は前から国のほうからもありましたが、法人化するだけの人間ですね、法人を立ち上げる方がおられるかどうか、提言ありがとうございます、そのような法人を立ち上げても鳴沢村の畑地の広さではどのような活動ができるか、営業が成り立つかも検討させていただきたいと思っております。あわせて、焼間一体を農業法人に貸すとか、そういう大きい広さなどのご協力もお願いしたいと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 3番 小林清一君。

**3番（小林清一君）** 小林清一です。

実は、甲府のほうでも法人化した成功例があります。そういっ

たところも見ながら、土地が違いますので、先ほど村長が言ったように、土地なりを見て、またぜひその辺も検討して、先を見た1つの一環としてやられたらどうかというようなことで、質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

**議長（渡邊明雄君）** 続いて、森林資源の活用についての質問を許します。3番 小林清一君。

**3番（小林清一君）** 3番 小林清一です。

森林資源の活用について。

現在、間伐材等、木質バイオマス燃料やCLTと呼ばれる新たな集成材として利用すべき材料があります。このような事業を今後推進する考えがありますか。

現在、間伐材はそのまま森林に放置状態になっております。木材に付加価値をつけて活用すべきだと考えます。現在、森林の中は、伐採はそのまま林の中へ放置してあります。非常に見た目でもったいないと思います。この点について、その辺の計画があるのかどうかお願いします。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 小林清一議員の質問にお答えいたします。

全国的に間伐材の市場価格より搬出経費が高額となり採算がとれないことから、間伐後に林内に放置されることが多くなっている状況です。このような状況から、再資源化として木質バイオマス燃料や住宅等の集成材として何とか利用しようと農林水産省においても推進しているところです。

間伐材等の利用推進についてですが、国や地方自治体においても、バイオマス燃料としての利用やCLT材の普及促進に力を入れています。公共施設等において、集成材等の県産材を利用するよう推進しておりますが、高額になるので現状では利用の

推進が余り図られておりません。普及できない原因はやはり価格的な問題ではないかと思えます。

近隣においては、富士吉田市ほか2ヶ村恩賜県有財産保護組合がペレット生産を行っております。富士吉田恩賜林組合では年間を通じて安定した間伐材の供給が可能であり、間伐材の処分・有効活用という観点から事業を行っているものと思われま

す。しかしながら、ペレット材を活用した薪ストーブやボイラーの普及はまだまだ低く需要量が少ないため、生産コストが高くなっております。

今後は再生可能エネルギーとして普及が進んでいくものと思われま

すが、現状では財政力が高い自治体や組合、また資金力の豊富な企業での生産となっております。また、CLT材も将来性の高い建設資材であり、今後普及が進んでいくと思われま

すので、その動向に注視してまいりたいと思えます。

間伐材の放置については、村だけで改善できるものではないと思

いますが、村として、ペレット生産工場をつくるとか集成材の工場をつくる

とかという考えは今のところございません。

大月市でバイオマス化をやるようですが、大月市一帯、郡内一帯を集めてもそれが集合できるかどうか

も疑問に思っておりますので、これからも、間伐材だけでなく主材も利用するよう

にぜひ心がけていきたいと思えますので、よろしく願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

**議長（渡邊明雄君）** 3番 小林清一君。

**3番（小林清一君）** 先進とすれば、岡山県にあります。これは美作という地に、ほかに真庭市というところで一番進んでいるところがあるのですが、ここはもうかなり長い間やっております。

考え方は、要するに民間に任せるところは民間に任せて、民間

の知恵を、企業を利用しながらそういったところをやるということで、今後ぜひ今のような考え方で状況を見ながら進めていただきたいと思います。

質問は以上です。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で小林清一君の一般質問を終わります。

次に、2020年東京五輪・パラリンピック選手団合宿所誘致についての質問を許します。1番 三浦直樹君。

**1番（三浦直樹君）** 1番 三浦直樹。

2020年東京五輪・パラリンピック選手団合宿所誘致について、村長にお伺いいたします。

事前合宿誘致は、東京五輪・パラリンピック組織委員会が希望自治体の情報を集約して、海外の国や地域に紹介する方針です。全国の多くの自治体は、スポーツ振興や地域経済活性化などを目的に東京五輪・パラリンピックに向けての事前合宿の誘致計画を進めています。

山梨県も、山梨県東京オリンピック・パラリンピック推進本部を設置し、県のスポーツ健康課のやまなしスポーツキャンプサポートデスク等で対応しています。今のところ、富士河口湖町、富士吉田市、北杜市、笛吹市、南アルプス市、甲府市が五輪事前合宿誘致を希望しています。

鳴沢村としても、村内のスポーツ施設、宿泊施設を有効利活用して事前合宿誘致に名乗りを上げてはどうでしょうか。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 三浦直樹議員の質問にお答えいたします。

事前合宿誘致に関して、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が示した「東京2020年事前キャンプ候補地ガイド掲載応募要項」によりますと、キャンプ地誘致の手段としては、組織委員会を通じて各国オリンピック委員会と各国

パラリンピック委員会に情報提供する方法と、自治体が選手団に対し直接的または間接的に独自のルートを通じてアプローチする方法があります。独自ルートがない場合は、組織委員会にキャンプ地誘致の意思表明書を提出し、組織委員会が作成するガイドによる情報提供により、関心のあるキャンプ候補地に選手団から照会が入り、交渉が開始されます。

このキャンプガイドを定める施設要件には競技ごとに詳細な基準があるほか、トレーニング環境として、競技種目に応じたトレーニングルームやシャワー室のほか、医療体制や警備体制が整っていることが要件となっております。

現在、山梨県下で練習予定地として意思表示している施設は、こういった施設が整っている施設のようです。この点において、鳴沢村のスポーツ施設には要件を満たしたスポーツ施設がありません。

また、宿泊施設につきましては、練習施設のような技術的な要件は設けられておりませんが、選手団全員を収容できる施設、外国選手を受け入れる際の言語対応や、食文化及びドーピングの禁止物質に配慮した食品の提供など、きめ細かな対応が求められております。

鳴沢村としては、富士北麓地域の富士吉田体育協会、道志村体育協会、西桂町体育協会、忍野村体育協会、山中湖村体育協会、富士河口湖町体育協会、鳴沢村体育協会と連携して、2020年東京オリンピック・パラリンピック富士北麓地域キャンプ地誘致連絡会議を平成26年7月に発足し、富士北麓公園へのキャンプ地誘致を目的とした大規模改修の要望書を、施設管理者である山梨県体育協会に提出いたしました。また、村内県有地の1,000メートルを超えた標高を利用しての高地トレーニングができる場所として誘致できるかを、有識者の意見や関係

機関と協議していきたいと考えております。村独自ではなく、富士北麓全体で誘致の考えしかありません。

以上で直樹議員の質問にお答えさせていただきました。

**議長（渡邊明雄君）** 1番 三浦直樹君。

**1番（三浦直樹君）** 1番 三浦直樹。

村には富士緑の休暇村という施設が、企業でやっている施設がありますが、こちらのほうを使用するお考えはどうでしょうか、お願いします。

**議長（渡邊明雄君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** あそこはご存じのように、民間の会社でありまして、こちらから誘致しろとかそんな、何も権限はないと思いますので、それは控えさせていただきます。

以上です。

**議長（渡邊明雄君）** 1番 三浦直樹君。

**1番（三浦直樹君）** 1番、三浦直樹。

現在、オリンピック前年に行われるラグビーワールドカップの合宿誘致にも、富士河口湖町、富士吉田市が共同で活動を始めています。これは、プールが必要であるとか、富士吉田市に宿泊所が不足しているとかの理由であります。

先ほどの話にもありましたが、富士五湖広域、または富士北麓広域として五輪合宿誘致、または周知もということが望ましいと思います。ありがとうございました。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

---

### ◎日程第13 委員会の閉会中の継続調査の件

**議長（渡邊明雄君）** 日程第13、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長(渡邊明雄君)** 以上で本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡邊明雄君)** 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成27年第3回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後5時50分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年9月18日

議会議長

署名議員

署名議員